

上尾市  
上尾市教育委員会 訓令第3号

本 庁  
出 先 機 関  
上尾市教育委員会事務局  
市立教育機関

上尾市西貝塚環境センター・健康プラザわくわくランドの在り方検討会議

上尾市西貝塚環境センター・健康プラザわくわくランドの在り方検討会議  
設置規程を次のように定める。

令和7年6月12日

上尾市長 畠山 稔

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市西貝塚環境センター・健康プラザわくわくランドの在り方検討  
会議設置規程

(設置)

第1条 上尾市西貝塚環境センター及び上尾市健康プラザわくわくランド  
(以下「対象施設」という。)の令和15年度以降の在り方を検討するた  
め、上尾市西貝塚環境センター・健康プラザわくわくランドの在り方検討  
会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 対象施設の令和15年度以降の在り方の基本方針に関すること。
- (2) 前号の基本方針の検討に関し必要な次に掲げる事務に関すること。

ア 庁内の調整、連携及び分担

イ 基礎資料の収集

ウ 課題及び情報の共有

エ 市民意見の聴取

- (3) その他対象施設の令和15年度以降の在り方の検討に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員長は、環境経済部長の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、環境経済部次長の職にある者（環境経済部次長の職にある者が複数いる場合にあっては、環境経済部西貝塚環境センターの事務を分掌する環境経済部次長の職にある者）をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(設置期間)

第4条 検討会議の設置期間は、令和9年3月31日までとする。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、検討会議を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第6条 検討会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、検討会議における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(作業部会)

第8条 検討会議に、その所掌事務に係る専門的事項を調査研究させるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 作業部会に部会長を置き、当該作業部会を構成する職員の互選によりこれを定める。

4 作業部会の会議は、部会長が招集し、及び主宰する。

5 第6条の規定は、作業部会について準用する。

6 部会長は、作業部会の会議が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。

(庶務)

第 9 条 検討会議及び作業部会の庶務は、環境経済部西貝塚環境センターにおいて処理する。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が、それぞれ定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第 1 (第 3 条関係)

|                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市長政策室秘書政策課長 行政経営部財政課長 行政経営部施設課長<br>健康福祉部高齢介護課長 環境経済部環境政策課長 都市整備部都市計画課長 都市整備部みどり公園課長 教育委員会事務局教育総務部教育総務課新しい学校づくり推進室長 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第 2 (第 8 条関係)

|                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境経済部西貝塚環境センターの職員で同センターの所長が指名するもの (3 人) 環境経済部生活環境課の職員で同課の課長が指名するもの (1 人) 環境経済部農政課の職員で同課の課長が指名するもの (1 人) 環境経済部環境政策課ゼロカーボン推進室の職員で同推進室の室長が指名するもの (1 人) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|